運動広場の団体貸出しにおける軟式野球ボールの使用について

青少年児童センター運動広場においては、野球（硬式・軟式）での使用を禁止していましたが、令和２年９月１日より、以下の条件により、団体貸出しでの軟式野球ボールの使用を認めます。（一般開放では、野球はできません。）

○軟式野球練習を目的として使用許可申請書を提出し、許可を受けた団体による利用であること。

○キャッチボール、ノック（自らトスして打撃したボールによる守備練習）などグラウンドの外へボールが飛び出す可能性がない練習のみが可能です。

○バッティング練習、試合形式での練習などグラウンドの外へボールが飛び出す可能性がある練習は禁止です。

使用許可申請に当たっては、下記の「誓約書」を併せて提出していただきます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　　月　　日

誓　　約　　書

団体名

代表者名

この度、青少年児童センター運動広場の使用許可申請書を提出するにあたり、下記の事項を遵守することを約束します。

使用申請日時

令和　年　　月　　日　　　　時　　分　～　　時　　分

記

使用目的　：　軟式野球の練習

活動内容　：　〇キャッチボール、ノック(自らトスして打撃したボールによる守備練習）などグラウンドの外へボールが飛び出す可能性がない練習

　 　　　　　 〇バッティング練習、試合形式での練習などグラウンドの外へボールが飛び出す可能性がある練習は行いません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上